

工 事 名 : 新クリーンセンター搬入道路交差点工事

工 事 場 所 : 南さつま市 金峰町高橋 地内

特記仕様書

(1) 工事の仕様は、農業土木共通仕様書によるほか、この特記仕様書によるものとする。

南薩地区衛生管理組合
(鹿児島県南さつま市農地整備課)

特記仕様書

第1章 総則

第1条 工事名等

この特記仕様書は、下記工事に適用する。

工事名 新クリーンセンター搬入道路交差点工事

場所 南さつま市 金峰町高橋 地内

工期 本工事の工期は、150日間とする。

第2条 「週休2日」試行工事の実施について

1 本工事は、「週休2日」試行工事の対象である。

2 試行に当たっては、『「週休2日」試行工事実施要領』に基づき行うものとする。

3 実施要領は、南さつま市ホームページから取得できる。

第3条 関係図書

この工事は契約書及び設計図書によるほか、特に定めのない事項については下記仕様書及び指針や基準書等により施工すること。

1 農業土木工事共通仕様書 (鹿児島県農政部制定、令和4年 4月版)

2 農業土木工事施工管理基準 (鹿児島県農政部制定、令和4年 4月版)

3 その他最新の関係要綱、指針、示方書等

4 その他関係法令規則等

5 その他最新の関係要綱、指針、示方書等

6 なお、これらに記載無き事項については、監督職員と協議し、その指示に従うこと。

第4条 発注者と請負者

この特記仕様書において、甲とは発注者をいい、乙は請負者のことをいう。

第5条 契約数量

この工事の契約数量は、別紙「本工事内訳表」のとおりとする。なお、この数量に変更を生じた場合は、監督職員と協議のうえ契約変更の対象とする。ただし、出来形等に係わる設計値等は、図面のとおりにする。

第6条 前払金

1 保証事業会社の保証がなされている契約金額300万円以上のものについては、請負金額の10分の4以内の前払金を請求することができる。

2 前条により前払金の支払を受けた後、保証事業会社と中間前払に關しての保証がなされ、次に掲げる要件のいずれにも該当するものについては、請負代金額の10分の2以内の前金払(以下「中間前金払」という)を請求することができる。

(1) 工期の2分の1を経過していること。

(2) 工程表により工期の2分の1を経過するまでに実施すべきものとされている当該工事に係る作業が行われていること。

(3) 既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金の2分の1以上の額に相当するものであること。

第7条 部分払い

契約金額が100万円以上のものについては、工事の既済部分に相当する額が契約金額の10分の3以上の場合において部分払をすることができる。ただし、前条第2項により中間前金払いをした場合においては部分払いはできない。

第8条 協議・提出等

乙が、協議や報告等の打合せを監督職員と行う場合、「工事打合簿」(別添)を鏡として添付し提出すること。また、打合せの最終には、打合せ記録一覧表を作成し提出すること。

第9条 段階確認

1 段階確認においては、農業土木工事共通仕様書の第1編第1章総則の「1-1-25監督職員による検査及び立会等」に従うこと。

2 段階確認のおおまかな時期は、施工計画書内の計画工程表及び施工管理計画にて予め検討し、計画しておくこと。

3 段階確認の立会希望日については、「段階確認書」(別添)を作成し監督職員へ立会を依頼すること。

4 本工事は、出来形確認の対象工事であるため、乙は工事完成届を提出するまでの間に、現場代理人及び主任(監理)技術者が立会のもと、工事現場において監督職員の最終出来形確認を受けなければならない。

第10条 下請工事における市内建設業者の優先活用について

1 請負業者は、工事の一部を下請に付する場合は、南さつま市に主たる営業所を有する者を使用するよう努めることとする。

2 請負業者は、前項で定めた建設業者を活用しない場合は、施工計画書等の提出と併せて「下請工事における市内建設業者等不活用状況報告書」(別添)を監督員に提出すること。

- 3 請負業者は、監督員から指示された場合、「下請業者使用実績報告書」（別添）を監督員に提出すること。

第11条 市産資材及び建設発生土受入施設の優先使用について

- 1 工事に使用する資材及び建設発生土受入施設については、南さつま市内で産出、生産または製造されたもの及び市内受入施設（以下「市産資材等」という。）の優先使用に努めることとし、さらに、市産資材以外の資材等についても、県内に本店を置く資材業者等から調達するよう努めることとする。
- 2 請負業者は、「材料使用承認願」（別添）において、全ての資材について市産資材使用の有無を記載するとともに、以下に記載する「指定主要資材」の中で市産資材を使用しない場合は、「市産資材等不使用状況報告書」（別添）を監督員に提出し、承諾を得なければならない。

指定主要資材 (7品目)	生コン(レディミクストンクリート) コンクリート二次製品 石材類 アスファルト合材 木材 樹木 芝
-----------------	--

- 3 請負業者は、監督員から指示された場合、「建設資材使用実績報告書」（別添）を監督員に提出すること。

第12条 国土調査の基準点等の保全について

施工区域内に国土調査の基準点等測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議すること。

第2章 施工体制

第13条 施工体制台帳の作成等について

本工事の受注者は、建設工事の一部を下請けに付する場合は、施工体制台帳及び添付書類を作成し、工事現場に備え置くとともに、その写しを監督職員に遅滞無く（遅くとも下請工事の着手前までに）提出すること。また、施工体制台帳の記載事項又は添付書類に変更があったときは、その都度、当該変更があった年月日を付記して、変更に関する事項について、作成し提出すること。

第14条 施工体系図の作成等について

本工事の受注者は、工事を施工するために、建設工事の一部または以下の1から4業務を下請けに付する場合は、施工体系図を作成し、工事の期間中、工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示するとともに、その写しを監督職員に遅滞なく（遅くとも下請工事又は業務の着手前までに）提出すること。また、施工体系図の記載事項に変更があったときは、その都度、変更に関する事項について、作成し提出すること。

- 1 伐採及び測量・調査等の工事現場で作業を行う業務
- 2 土砂やコンクリート殻等の運搬のみを行う業務
- 3 工事現場の警備（交通誘導員を含む）を行う業務
- 4 その他監督職員が記載を指し示した業務等

第15条 現場代理人の兼任

- 1 現場代理人の兼任を認める工事

現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の運営、取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金の変更、契約の解除等を除く。）を処理する受注者の代理人であるが、次の（1）から（5）のすべてを満たし、工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合、工事現場の兼任を認めるものとします。

なお、主たる工種が区画線工事の場合、次の（1）、（2）及び（6）の全てを満たし、工事現場における運営、取り締まり及び権限の行使に支障がないと発注者が認めた場合は工事現場の兼任を認めるものとする。

- （1）兼任できる工事は3件までとし、それぞれの工事の当初請負代金額の合計が7,000万円未満であること

※ 設計変更により、兼任する工事の請負金額の合計が7,000万円以上となった場合においては、受注者の都合により現場代理人を変更できるものとする。（現場代理人の負担軽減措置）

その場合は、「現場代理人等選任（変更）通知書」により現場代理人の変更手続きを行うこと

- （2）発注者又は監督員と常に携帯電話等で連絡をとれること。
- （3）兼任する工事は、南さつま市内の工事現場であること。
- （4）発注者又は監督員が求めた場合には、工事現場に速やかに向かう等の対応を行うこと。
- （5）兼任する現場代理人は、必ず担当工事現場のいずれかに常駐するとともに、1日1回以上、担当工事現場を巡回し、現場管理等に当たること。
- （6）兼任する現場代理人は、必ず担当する工事現場のいずれかに常駐するとともに、それぞれの現場稼働日は重複しないこと。

- 2 手続き

現場代理人の兼任を行う場合には、兼任(変更)申請書（別添）を提出し、発注者の承認

を得たのち、必要に応じ、現場代理人等選任(変更)通知書により、発注者に通知すること。なお、各々の工事において、発注者に現場代理人の兼任の承認を得ること。

3 受注者に対する措置請求

安全管理の不徹底や現場体制の不備に起因する事故等が発生した場合、建設工事請負契約書第12条に基づき、受注者に対して、必要な措置をとるべきことを請求するものとする。

第16条 配置技術者等の途中交代

1 配置技術者の途中交代が認められる場合としては、主任技術者又は監理技術者の死亡、傷病、出産、育児、介護または退職等、真にやむを得ない場合のほか、下記に該当する場合である。

- (1) 受注者の責によらない理由により工事中止または工事内容の大幅な変更が発生し、工期が延長された場合。
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点。
- (3) 一つの契約工期が多年に及ぶ場合。

2 上記1のいずれの場合であっても、請負者と発注者が協議し、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められる場合のみ途中交代が可能となる。

第17条 監理技術者等の専任を要しない期間

1 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、打合せ記録簿により明確となっていることを条件に、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

2 工事完成後、検査が終了し、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、請負者に通知した日（「工事目的物引受書」等における日付）とする。

第18条 現場代理人の工事現場へ常駐を要しない場合

1 現場代理人の工事現場への常駐を要しない場合

現場代理人は現場に常駐し、その運営、取締りを行うこととされているが、以下のいずれかの要件を満たす場合に、工事請負契約書第10条第3項の「工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がない」ものとして取り扱うこととする。ただし、いずれの場合にも連絡が常にとれる体制を確保する必要や現場保全の義務（現場の巡回等）があるため、現場代理人を設置しておくことは必要である。

- (1) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (2) 工事請負契約書第20条により工事が一時中止されている期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間。

また、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の現場代理人が、これらの製作を一括して運営、取締りを行うことができるものとする。

(4) 前3号に掲げる期間のほか、請負者から工事完成の通知があり、完成検査、事務手続、後片付け等のみが残っているなど、工事現場において作業等が行われない期間

2 発注者への報告

上記1の要件を満たす場合は、現場代理人の工事現場における常駐は不要とし、他の工事と兼務することを可能とするが、「工事打合簿」等により、工事現場において作業等が行われない期間を明確にしておくこと。

第19条

本工事では、工事着手前（工事始期日から30日以内）に、工事目的物を完成させるために必要な手順や工法等についての施工計画書を提出すること。尚、施工計画書は2部作成し、監督職員への提出用と現場事務所の保管用とすること。

第20条

本工事において使用する材料については、施工計画書とともに材料使用承認願を提出すること。

- 1 材料の変更及び追加があった場合も、その都度、材料承認願を提出すること。
- 2 記載した材料については、品質等が確認できる試験成績表等の資料を添付すること。ただし、次に該当する場合は資料の添付を省略できるものとする。

(1) J I S製品

第3章 施工条件

第21条

1 本工事の施工に当たってはの施工条件を以下に明示するので、請負者は、施工計画書の作成時及び工事施工において十分留意するものとする。

なお、明示した施工条件に変更が生じた場合は、契約変更の対象とする。また、工事実施期間中に発生した施工条件についても、監督職員と協議の上、契約変更の対象とす

- る。
- (1) 工程関係（(仮称)南薩地区新クリーンセンター施設整備・運営事業建設工事との調整及び新クリーンセンターが関係する工程調整を行うこと）
 - (2) その他（本工事は、交差点協議を公安委員会及び南さつま警察署と行っているため、立会いを求めた場合は監督員の指示に従うこと。）

第4章 建設副産物等及び再生資源の活用

第22条 再生資源の利用

請負者は下記の資材の使用に際し、再生資源を利用すること。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシャーラン	RC-30 Smax	下層路盤
再生アスファルト混合物	As量5~7% 密粒 Smax	車道表層

- 1 再生砕石を河川部分に利用する際は、アスファルト殻が入っていない再生砕石を利用すること。
- 2 再生加熱アスファルト混合物を使用する際は、「プラント再生舗装技術指針」等を遵守すること。

第23条 建設発生土の処理

1 本工事の施工により発生する建設発生土は、下記の場所に搬出すること。

- (1) 指定処分
- (2) 受入場所：南さつま市金峰町高橋4012-1
- (3) 受入時間帯： ～
- (4) 運搬距離：L=0.5km

2 処分状況の記録を完成書類に含めて提出すること。

3 工事発注後にやむを得ない事情により上記の指定により難しい場合は、監督職員と協議のうえ、その指示によること。

第24条 産業廃棄物税

本工事により発生する建設廃棄物のうち、焼却施設及び最終処分場に搬入する産業廃棄物には、産業廃棄物税が課税されるので適正に処理すること。

第25条 特定建設資材の分別解体等・再資源化等

1 本工事は建設リサイクル法に規定されている特定建設資材及び特定建設資材廃棄物が含まれているため、当初請負金額が500万円以上となる場合は、所定の手続きを行うこと。

2 1に該当する場合、本工事において以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6解体工事に要する費用等」に定める事項は契約締結時に発注者と請負者の間で確認されるものであるため、甲が積算上条件明示した以下の事項と別の方法であった場合でも変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

(1) 分別別解体の方法

工程毎の作業内容・解体方法	工 種	作 業 内 容	分別解体の方法(※)
	①仮 設	仮設工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	②土 工	土工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	③基 礎	基礎工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □ 有 ■ 無	□ 手作業 □ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 (構造物取壊)	その他の工事 ■ 有 □ 無	□ 手作業 ■ 手作業・機械作業の併用

(2) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

建設副産物	再生資源化施設	所 在 地	運搬距離
コンクリート塊			

アスファルト塊	南生建設㈱アドバンテック南薩アスコン工場	南さつま市加世田川畑11799-1	L=8.4km
---------	----------------------	-------------------	---------

※ 上記②については積算上の条件明示であり、処理施設を指定するものではない。
 なお、請負者の提示する施設と異なる場合においても設計変更の対象としない。
 ただし、現場条件や数量の変更等、乙の責によるものでない事項についてはこの限りではない。

(2) 受け入れ時間帯：処分場の営業時間とする。

第26条 産業廃棄物管理票（マニフェスト）の提出

本工事により発生する産業廃棄物については、処分状況等の記録（E票の写し及び産業廃棄物管理票（マニフェスト）総括表（別添））を工事完成図書に添付すること。なお、工事完了時点で最終処分が完了せず、E票が処分業者より返送されていない場合は、A票、B2票及びD票のうち直近に返送されたものの写しを添付すること。
 ただし、この場合においても、最終処分が完了し、E票が処分業者より返送され次第、直ちに同票の写しを提出すること。

第27条 再生資源利用促進計画（実施）書

- 乙は、本工事における再生資源の利用及び促進について「土木請負工事必携の10再生資源の利用の促進について」に基づき、再生資源利用促進計画書を作成し、施工計画書に含めて提出すること。
- 乙は、工事完了後において、上記1の計画書に基づき利用促進を図った再生資源の実績を、再生資源利用促進実施書として作成し完成書類に含めて提出すること。
- 1～2における再生資源利用促進計画書及び実施書は、「建設副産物情報交換システム（COBRIS）」又は国土交通省のホームページで公開する「建設リサイクル報告様式※」を使用すること。

※ 様式掲載箇所

国土交通省ホームページ>政策情報・分野別一覧>総合政策>建設リサイクル>情報交換システム等>建設リサイクル報告様式

第5章 工事の施工

第28条

工事着工前に法線、縦断、横断、基準高等を確認し、その結果を工事打合簿により、監督職員に「着工前測量の結果」として報告しなければならない。

第29条 工事用地等の使用

- 工事用地については、農業土木工事共通仕様書の第1編第1章総則の「1-1-11 工事用地等の使用」に従うものとする。
- 工事に着手する際及び施工区域外を使用する際は、当該土地所有者及び隣接の土地所有者に許可を得てから行うこと。なお、使用した土地は原形に復旧すること。

第30条 準備工

- 乙は、農業土木工事共通仕様書の第1編第1章総則の「1-1-45 工事測量」に従い、工事着手前に必要な調査測量を行い、設計図書を確認するとともに設計図書仕様書に疑義を生じた場合は、監督職員に確認し、その指示に従わなければならない。
- 着工前測量は以下の項目を留意すること。
 - (1) 工事に使用する基準点等については、図面のおりとする。
 - (2) 上記基準点等については、事前に座標・基準点高は必ずチェックすること。
 - (3) 必要な測量成果については、貸与するものとする。
 - (4) 着工前測量成果簿を作成し、提出すること。
- 着手前の伐採にあたっては、床堀・掘削に影響する範囲等の必要最小限の伐採とする。
 伐採範囲を現場に示したうえで監督職員の承認を得てから行うこと。
- 工事着手前に全区間の丁張を設置し、監督職員の承認を得てから工事に着手すること。
- 工事上で設置する仮BM、仮トラバーについては、事前に測量結果を添えて監督職員と協議することとし、承諾を得ること。
- 施工区域内に「国土調査の基準点」などの測量標識等がある場合は、その取り扱いについて監督職員に指示を仰ぐとともに、施工前に設置者と協議を行うこと。
- 乙は、工事着手前に工事に伴い埋設物件の支障物件等（ガス管、電力管、NTT管（光ケーブル管等）、上下水道管、温泉管）の有無を専用する各施設管管理者に再確認すること。
 また、掘削にあたっては、埋設物管理者の立会を求め、埋設位置、埋設深度を確認するとともに、架設物件（電力線、電話線）についても、工事前に各施設管理者と施工方法を協議すること。

第31条

支給材料又は貸与品がある場合は、特記仕様書に品名、数量、品質、規格又は機能、引渡場所及び引渡時期を明示しておくこと。

第32条

切込砕石、密粒アスファルトについては再生材を使用すること。

第33条 クレーン等重機類による送電線接触事故防止

送電線付近で工事を行う際は、九州電力株式会社に連絡し送電線接触自己防止に努めること。

第34条 ダンプトラック等による過積載等の防止について

- 1 工事用資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2 過積載を行っている資材納入業者から、資材を購入しないこと。
- 3 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することがないようにすること。
- 4 さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが、工事現場に出入りすることがないようにすること。
- 5 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（以下法という）の目的に」鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するに当たっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7 土砂等の運搬が輸送契約によって行われる場合には、運送事業用ダンプカー（緑ナンバーダンプカー）を使用するよう努めること。
- 8 (1)から(7)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

第35条 排出ガス対策型建設機械の使用について

以下の対象機種を使用する工事については、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用を原則とする。ただし、①リース業者等が対策型建設機械を供給できない場合、②自社で未対策型建設機械を保有し対策型建設機械を使用することが妥当でない場合等は、監督職員との協議により、未対策型建設機械を使用してよいものとする。ただし、設計変更の対象とする。

- (1) バックホウ (2) ホイールローダ (3) ブルドーザ (4) 発動発電機
(5) 空気圧縮機 (6) 油圧ユニット (7) ローラ類 (8) ラフテレーンクレーン

なお、排出ガス対策型建設機械または「排出ガス浄化装置」装着機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

第36条 低騒音型建設機械の使用の原則化について

本工事は「建設工事に伴う騒音振動対策技術指針」(昭和62年3月30日建設省経機発第58号)に基づき「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定」(平成9年建設省告示第1536号)により指定された低騒音型建設機械の使用を原則とする。なお、低騒音型建設機械の使用の有無を施工計画書に明示し、工事完成図書に写真を添付すること。

第37条 土工

- 1 伐開（木根、枝葉等）
 - (1) 伐開区分は、共通仕様書第3章第3節第3-3-1条の3の伐開Ⅱとする
 - (2) 伐開物については、法面吹付材としての利用も検討しているので協議を行うこと。また、搬出や仮置きする場合は、適正な位置に搬出、仮置きをしなければならない。
- 2 掘削
掘削にあたっては、過堀りにならないよう留意し、もし過堀りが生じた場合は監督職に連絡し、在来地盤と同等以上になるまで埋戻土の転圧を行い監督職員の承認を得るものとするが、補足材を必要とする場合の費用は請負者の負担とする。
岩は、硬度確認を行い標高で管理する。又、岩破碎は現場状況に応じて監督職員と協議する事。なお、工事工区間の土砂流用等がある場合は、他工区と連携を密にして施工する。
- 3 盛土(段切)
盛土部で地山勾配が1：4より急な箇所盛土する場合は、特に指示する場合を除き、段切を行い盛土と基礎地盤（地山）との密着を図り、滑動を防止しなければならない。この場合、一段当たりの最小幅は1m、最小高は50cmとする。
- 4 路体部
路体盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにブルドーザで敷均しブルドーザまたはタイヤローラにより所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
- 5 路床部
路床盛土は、一層の仕上り厚が20cm程度となるようにブルドーザで敷均しブルドーザまたはタイヤローラにより所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
- 6 路床置換工
路床置換工は、一層の仕上り厚が20cm以内となるようにブルドーザで敷均しブルドーザまたはタイヤローラにより所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。
- 7 路肩盛土等
路肩及び構造物周辺の盛土は、一層の仕上り厚が30cm程度となるようにまき出し、振動コンパクタ90kg級またはタンパ60～100kg級により、所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。ただし、路肩盛土の範囲は法肩より水平距離30cm程度とする。

8 締固め密度は、下表のとおりとする。

材 料	路体盛土	路床盛土	路床置換工	締固め試験方法	備 考
流用土等	90%以上	95%以上		A・B 法	管理は、何れも最大乾燥密度である。
	85%以上	90%以上		C・D・E 法	
シラス			95%以上	A・B 法	
			90%以上	C・D・E 法	

なお、路床置換工の締固め度は締固め後の修正CBR値（シラス20以上）も満足するものであること。

9 CBR試験

盛土工（又は切土）の施工中において土質条件が当初設計と明らかに異なる場合、又は異なると思われる場合は監督員と協議しCBR試験を行うものとする。試験の位置及び箇所数は監督員の指示によるものとする。この場合、試験結果を監督員に報告し、舗装構成に変更がないか確認後実施するものとする。

第38条 舗装工

1 下層路盤工

下層路盤工は路盤材をモーターグレーダで敷均し、マカダムローラ及びタイヤローラにより所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。ただし、側溝及び路肩ブロック接近部については、タンパ及びコンパクター等により所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

2 上層路盤工

上層路盤工は路盤材をモーターグレーダで敷均し、マカダムローラ及びタイヤローラにより所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。ただし、側溝及び路肩ブロック接近部については、タンパ及びコンパクター等により所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

3 路盤工の支持力は下記のとおりとする。

平板載荷試験の場合

	I-2・II・III・IV交通	I-1 交通		I-2・II・III・IV交通	I-1 交通
上層路盤工	28 kg/m ² 以上	20 kg/m ² 以上	上層路盤工	1.8 mm以下	2.5 mm以下

4 アスファルト舗装工

(1) マーシャル試験に対する基準密度は、アスファルト舗装要綱によるものとし、突固め回数は50回とする。

(2) 基層、中間層の施工においてはタックコート、表層工の施工においては、プライムコート（アスファルト乳剤PK3、PK4）0.126 t/100m²以上を路盤面に均一に散布し舗装との密着をはからなければならない。タックコート及びプライムコートを施工してから交通解放するときは、砂散布0.3 m³/100m²を行い保護しなければならない。

(3) 締固めはロードローラ及びタイヤローラにより所定の締固め密度が得られるまで締固めなければならない。

5 締固め密度は、下表のとおりとする。

項 目	車 道	歩 道	備 考
下層路盤工	最大乾燥密度の93%以上	規格値の95%以上	
上層路盤工	" 93%以上	" 95%以上	
As舗装	基準密度の94%以上	基準密度の90%以上	

6 コンクリート舗装

(1) I-1、I-2交通のコンクリート圧縮強度は24 N/m²としコンクリート版の厚さは15 cmを標準とする。また、大型車交通を許さない場合は、圧縮強度を18 N/m²としコンクリート版の厚さを12 cmとする事がある。

(2) コンクリート舗装はコンクリート圧縮強度18 N/m²とする。

第39条 安全施設

1 区画線

区画線設置は熔融式で厚さは1.5 mmを標準とする。設置位置、設置幅、色等は図面指定とし公安委員会及び道路管理者と協議後、設置するものとする。

2 ガードレール及びガードパイプ

(1) 土中用ガードレールは根入れ長さを確実に土中埋設し十分な強度が保たれるよう設置しなければならない。

(2) 構造物用ガードレールは補強筋を躯体コンクリート内に設け設置しなければならない。なお、ガードレールには20 mにつき1個のデリネータ（片面φ100ボルト式）を取り付けることとする。

(3) 歩道用ガードパイプは歩行者の通行及び安全性を考慮し設置しなければならない。

第40条 基礎工

1 砂基礎

砂基礎の締固めは、振動コンパクタ90 kg級（又はタンパ60～100 kg級）により3回以上転圧しなければならない。

2 栗石基礎

基礎割栗石を均等に敷均したのち、振動コンパクタ90kg級（またはタンパ60～100kg級）により転圧しなければならない。

3 砕石基礎

砕石基礎は、RC40mm以下を均等に敷均したのち、振動コンパクタ90kg級（またはタンパ60～100kg級）により転圧しなければならない。

第41条 法面保護工

1 法面の仕上工については、法面排水及び法面崩壊防止のための対策が必要なため、監督員と必ず協議すること。特に仕上げについてなど出水抑制を促進する工法等がある場合は積極的に提案を行うこととする。

2 芝工及び植生基材吹付工（協議事項）

張芝を施工する場合は、全面張付とするが、草刈り時などにピンによる怪我等の恐れがある範囲の施工については協議するものとする。

3 植生基材吹付工については、法下法長2.0m分はモルタル吹付との併用とする。また、可能な限り木本で在来種を用いるとともに、現場発生の木根や枝葉を破碎し、基盤材として用いる工法を採用するものとする。これら破碎材については、隣接工区と調整を図り使用するものとする。詳細については協議の後実施するものとする。

4 管理用路

管理用の通路を現場に合わせて併設すること。

第6章 安全管理

第42条 安全管理

1 農業土木工事共通仕様書の第1編第1章総則の「1-1-34 工事中の安全管理」に基づき施行すること。

2 労働安全衛生法及び同法施行令並びに、同法施行規則を遵守し施工すること。

3 安全・交通の管理については、工事着手前に工事現場の表示施設・保安施設・工事灯の設置及び監督職員の承認を得て工事現場内におけるトラブルや交通事故の絶無を期さなければならない。

4 工事表示施設等は、工事着手前に、工事現場における表示施設及び保安施設の設置方法（種類・位置等）を記載した見取り図を提出すること。

5 下記事項について日常の管理記録を整備し、監督職員の指示があった場合提出すること。

・ 安全教育・訓練、安全巡視、KY活動、社内パトロール等記録

・ 使用機械、車両等の点検整備等記録

・ 工事中防護柵、山留め、仮締切等の点検管理記録

6 工事看板については、視距が確保できる範囲で伐採等を行うものとし、さらに設置箇所前後40mは空き缶除去等の定期清掃を行い現場管理に努めること。なお、工事看板は土木請負工事必携（H18.4改訂）及び「道路工事現場における標示施設等の設置基準」の改訂について（H18.11）（鹿児島県ホームページにて確認）に基づき看板を設置すること。また、工事看板のうち「協力依頼板」、「協力感謝板」等の下段は「南さつま市」と記載すること。工事看板撤去の際は、番線・釘等を残さず回収すること。

7 GW、お盆、年末年始等の大型連休の際は、各工事現場内で第三者の等の事故が考えられるので、連休中の安全管理（パトロール等）や連絡体制等を、連休前までに監督職員へ提出すること。

第43条 工事現場での安全対策について

本工事は、土石流危険河川に該当する現場であるため、工事の実施に際し、その危険性を十分認識し、工事現場上流域の地形特性・気象特性等及び作業内容に応じた安全対策を実施しなければならない。実施する安全対策は以下のものとするが、現場状況等によりこれにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。

1 監視員の配置（視力・聴力等正常な者）

2 サイレン・スピーカー・回転灯等の警報設備の設置

3 土石流感知センサーの設置

4 監視カメラの設置

5 広域な気象状況把握のための情報収集機器の設置

6 アドバイザーの配置

7 その他現場条件により必要となる安全対策

なお、施工に先立ち作成する施工計画書に、本工事の内容に応じた安全対策を明記し、監督職員に提出するものとする。

第44条

交通管理については道路標識板、バリケード、工事灯及び交通整理人の設置によって交通に与える影響を最小限にするよう作業計画、交通整理計画を作成し監督職員の承認を得て工事現場内におけるトラブル、交通事故の絶無を期さなければならない。

第45条 現道工事等における交通誘導員の資格要件

1 本工事は、交通誘導員の配置を当初計上していない。乙は、本工事において交通誘導員の配置が必要であると判断した場合、監督職員と協議を行い、その指示に従うこと。

- 2 本工事で配置する交通誘導警備員は、交通誘導警備業務に係る1、2級検定合格警備員、または、交通誘導に関して専門的な知識及び技能を有する警備員等を配置すること。ただし、鹿児島県公安委員会が、道路における危険を防止するため、交通誘導警備業務検定合格警備員の配置が必要と定めた路線において交通誘導警備業務に従事する場合、規制箇所ごとに1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員を1名以上配置すること。
- なお、同一規制箇所では、交通誘導警備業務に従事する者全員を同一警備会社の警備員とすること。
- また、受注者は、上記のことを示す資料を監督職員に現地着手前に提出すること。

資 格	資 格 要 件
交通誘導警備業務に係る 1級検定合格警備員 2級検定合格警備員	改正警備法（H17、11、21施行）における検定合格者
交通誘導に関し専門的な 知識及び技術を有する 警備員等	警備業法における基本教育及び業務別教育（警備業法第二条 第一項第二号の警備業務）を現に受けている者

第46条 通学路の安全確保について

児童・生徒等の安全を確保するため、小中学校等の通学路に指定されている路線のうち、幅員が狭小、歩道が未整備など、交通安全上支障がある区間については、やむを得ない場合を除き工事車両の通行を控えること。なお具体的な路線・区間については、監督職員と協議することとし、通行ルート(迂回路)の計画を施工計画書に含めて提出すること。

第7章 提出書類

第47条

工事完成図書の作成については、極力両面コピー、縮小を行い資源の縮減に努め不要なものは添付しないこと。

第48条

写真管理について、デジタルカメラ等を使用する場合は有効画素数80万画素以上、プリンターについては、フルカラー300dpi(ppi)以上の機能を有する機種とし、インク、用紙等は通常の使用条件のもとで3年間程度に顕著な劣化が生じないものとし、監督職員の承認を必要とする。なお、使用機種を保有していないこと等により写真媒体による写真管理ができない場合は、監督職員と協議し現行のカラーフィルム写真に変更できるものとする。

第49条

工事竣工までに、下記の図書を整理のうえ提出しなければならない。

- 1 工程管理 工程管理資料(ネットワーク又はバーチャート方式)等
- 2 品質管理 品質管理総括表、工程能力図、成果総括表、品質管理図表等
- 3 出来形管理 出来形管理図表、工程能力図、出来形図、ヒストグラム等
- 4 写真管理 写真管理資料等

第50条 完成図書及び週・月毎報告物等

- 1 乙は、農業土木施工管理基準に基づき完成図書を整理のうえ、工事完了後に監督職員へ提出しなければならない。
- 2 乙は、竣工期限の2週間前までに施工管理記録内容について監督職員と協議すること。
- 3 本工事の施工区間全体が一望できる着工前、完成の写真を『黒板無し』別葉で1部提出すること。また、完成書類に添付する着工前及び完成写真を3部提出すること。（電子データも可とする）
- 4 安全訓練実施報告書を毎月25日までに工事月報と併せて提出すること。完成図書に添付する安全訓練等の実施状況報告書には、安全訓練を受けている作業員全部の氏名を記載すること。（報告書の調書は、別添参照）
- 5 月々の進捗状況は、安全訓練実施報告書と併せて、工事月報を毎月25日までに報告すること。（現場進捗状況写真も添付する）
- 6 週間工程表を毎週木曜日までに提出すること。

第51条 社内検査

完成検査を受ける前に社内確認検査を必ず行うこと。また、検査結果を各検査書類に添付し提出すること。

第8章 その他

第52条 公害防止等のための措置

- 1 乙は、工事着手前に本工事によって影響を受けるおそれのある地域内の地物の事前調査を行わなければならない。
- 2 乙は、本工事の施工に当たり騒音、振動等を極力少なくするほか、散水その他飛砂塵介の出ないように措置を取らなければならない。
- 3 土砂流出防止対策について、以下を遵守すること。

本工事は、下流河川の汚濁を防止するように下記事項等を参考に対策を施工計画書に明示すること。

- (1) 【施工期間対策】 工事期間中の気象状況に配慮した工程計画。〔降雨時を避けて施工する等〕
 - (2) 【流出防止対策】 土工時に流出した土砂を止める施工方法。〔仮締切堤、沈砂地、汚濁防止フェンス等〕
 - (3) 【発生源対策】 施工中の法面等から土砂が発生しないよう講じる施工方法。〔シート保護、早期植生等〕
 - (4) 土捨場（仮置き場）等における対策も明記すること。〔法面保護、廃水処理、現場管理等〕
- 4 工事施工期間に大雨（大雨洪水警報発令時）の時は、現場事務所及び会社に待機し、監督職員の指示に従い防災に努めること。尚、緊急時であるため設計変更の対象にならない場合がある。

第53条 暴力団関係者に不当介入を受けた場合の措置

南さつま市が発注する建設工事等（以下「市工事等」という）において、暴力団関係者による不当要求又は工事妨害（以下「不当介入」という）を受けた場合、断固としてこれを拒否するとともにその旨を遅滞なく市（発注者）及び警察に通報すること。
市工事等において暴力団関係者による不当介入を受けたことにより、工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、市（発注者）と協議を行うこと。

第54条 ヤンバルトサカヤスデのまん延防止

ヤンバルトサカヤスデのまん延を防止するため、当該現場での土壌や植物等の搬出入に当っては、「ヤンバルトサカヤスデのまん延防止対策について」（別添）を参考に、十分注意を払うとともに、ヤンバルトサカヤスデの棲息が確認された場合は、まん延防止対策を講ずる必要があるため、棲息状況等の調査を行い、監督職員に報告すること。

第55条 工事カルテ作成・登録

請負者は、発注時又は変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)に基づき、発注・変更・完成・訂正時に工事実績情報として「工事カルテ」を作成し監督職員の確認を受けたうえ、発注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更のあった日から10日以内に、完成時は工事完成後10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。（但し、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事については、受注・訂正時のみ登録するものとする。）また、(財)日本建設情報総合センター発行の「工事カルテ受領書」が請負者に届いた際には、その写しを直ちに監督職員に提出しなければならない。なお、変更時と完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提出を省略できるものとする。

第56条 建設工事の適正な確保について

- 1 建設業法(昭和24年5月24日法律第100号)に違反する一括下請負、その他不適切な形態の下請契約を締結しないこと。
- 2 建設業法第26条の規定により、請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の主任技術者又は専任の監理技術者については、適切な資格、技術力等を有する者(工事現場に常駐して、専らその職務に従事する者で請負者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあるものに限る。)を配置すること。
- 3 請負者が工事現場ごとに設置しなければならない専任の監理技術者のうち当該建設工事に係る建設業が指定建設業である場合の監理技術者は、建設業法15条第2号イに該当する者は、同号ハの規定により建設大臣が同号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものと認定した者で、指定建設業監理技術者資格者証の交付を受けている者を配置すること。この場合において、発注者から請求があったときは、資格者証を提示すること。

- 4 1、2及び3のほか、建設業法に抵触する行為は行わないこと。

第57条 工事現場の現場環境改善

- 1 現場環境改善費の内容は、以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上を選択し合計5つの内容を実施する事とする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
- 2 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。
- 3 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を監督職員に提出するものとする。
- 5 現場環境改善費の積算方法については、「工事における現場環境改善費の積算要領」に基づき行い、鹿児島県ホームページから取得できる。

計上費目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	1. 用水・電力等の供給設備 2. 緑化・花壇 3. ライトアップ施設 4. 見学路及び椅子の設置 5. 昇降設備の充実 6. 環境負荷の低減

営繕関係	1. 現場事務所の快適化（女性更衣室の設置を含む） 2. 労働宿舍の快適化 3. デザインボックス（交通誘導員待機室） 4. 現場休憩所の快適化 5. 健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	1. 工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電工式標識等） 2. 盗難防止対策（警報機等） 3. 避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	1. 完成予想図 2. 工法説明図 3. 工事工程表 4. デザイン工事看板（各工事PR看板含む） 5. 見学会等の開催（イベント等の実施含む） 6. 見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 7. パンフレット・工法説明ビデオ 8. 地域対策費等（地域行事等の経費を含む） 9. 社会貢献

第58条 他関係機関との協議

工事の施工にあたっては、地元住民と十分協議を行いトラブルの無いようにすること。

第59条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

- 1 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行対象工事である。
- 2 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の施行について（令和2年7月29日付け農地保全課長通知）」に基づき行うものとする。
- 3 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の施行について（令和2年7月29日付け農地保全課長通知）」については、鹿児島県ホームページから取得できる。

第60条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

第61条 概算数量設計

- 1 本設計は概算数量設計方式により積算したものである。確定設計数量は施工承諾図書により精算するものとする。
- 2 請負者は監督員と現場立会いを行ってから、監督員が提示した資料に基づき現場調査、測量を行い、工事計画図書を作成すること。
- 3 請負者は、工事計画図書を監督員に提出し施工承諾を求めるものとする。
- 4 請負者は、承諾された工事計画図書に基づき工事を施工する。
- 5 工事計画図書とは、請負者が現場調査、測量を行い、この結果をまとめた下記の図書をい
(1) 平面図、定規図、縦断・横断図、構造図等の実施予定図面等
(2) 構造物、土工、仮設工等の実施予定数量計算書等
- 6 請負者は工事完了後、施工承諾図書に基づき出来形図、出来形数量計算書、完成図等必要な資料を監督員へ提出し現場確認を受けるものとする。
- 7 変更精算は、施工承諾図書に基づき行うものとするが、工事計画図書及び精算（変更）図面、数量表を作成するために行う調査及び測量の費用は計上しない。
- 8 工事計画図面等の作成については、必ずCADデータで提出しファイル形式についても、監督職員の指示に従うものとする。